

令和5年第1回
河内町議会定例会会議録 第2号

令和5年3月16日 午前10時33分開議

1. 出席議員 10名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	牧山	龍雄君
5番	高橋	稔君	7番	諸岡	周示君
8番	服部	隆君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	野澤	良治君
総務課	長	諏訪	洋一君
企画財政課	長	北澤	雅志君
農政課	長	寺崎	光則君
まちづくり推進課	長	坂本	紀幸君
秘書広聴課	長	小島	孝裕君
教育	長	鈴木	裕之君
教育委員会事務局	長	足立	誠君
町民課	長	石山	茂樹君
上下水道課	長	香取	秀一君
都市整備課	長	仲代	直人君
福祉課	長	吉田	茂久君
会計課	長	山田	さつき君
税務課	長	石山	哲也君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 伊藤英樹

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和5年3月16日（木曜日）

午前10時33分開議

議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町農業振興基金条例の制定について
- 日程3. 議案第2号 河内町情報公開等審査会条例及び河内町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程4. 議案第3号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第4号 河内町税条例等の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第5号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第6号 河内町東共同利用施設「つつみ会館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程8. 議案第7号 令和4年度河内町一般会計補正予算（第7号）
- 日程9. 議案第8号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程10. 議案第9号 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程11. 議案第10号 令和4年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程12. 議案第11号 令和4年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程13. 議案第19号 町有財産（旧生板小学校）の無償貸付について
- 日程14. 議案第12号 令和5年度河内町一般会計予算
議案第13号 令和5年度河内町国民健康保険特別会計予算
議案第14号 令和5年度河内町介護保険特別会計予算
議案第15号 令和5年度河内町介護サービス事業特別会計予算
議案第16号 令和5年度河内町後期高齢者医療特別会計予算
議案第17号 令和5年度河内町水道事業会計予算
議案第18号 令和5年度河内町下水道事業会計予算
- 日程15. 議案第20号 河内町観光情報発信交流施設等建設工事請負契約について
- 日程16. 委員会提出議案第1号 河内町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程17. 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程18. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程 1. 一般質問
- 日程 2. 議案第 1 号
- 日程 3. 議案第 2 号
- 日程 4. 議案第 3 号
- 日程 5. 議案第 4 号
- 日程 6. 議案第 5 号
- 日程 7. 議案第 6 号
- 日程 8. 議案第 7 号
- 日程 9. 議案第 8 号
- 日程10. 議案第 9 号
- 日程11. 議案第10号
- 日程12. 議案第11号
- 日程13. 議案第19号
- 日程14. 議案第12号
議案第13号
議案第14号
議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第18号
- 日程15. 議案第20号
- 日程16. 委員会提出議案第 1 号
- 日程17. 選挙第 1 号
- 日程18. 閉会中の所管事務調査の件

午前 10 時 33 分開議

○議長（牧山龍雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してございます議事日程のとおりでございますので、御了承くださるようお願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、帯状疱疹ワクチンについて、子育て支援について、移動スーパーによる買い物支援について、男性用トイレにサンタリーボックス設置については、星野初英君からの質問です。

2、隣接区域に対する防音工事補助の強化について、定住促進事業の取組みについて、子育て環境の充実については、高橋 稔君からの質問です。

3、学校教育について、中央公民館建設について、農業政策関連については、諸岡周示君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

[10番星野初英君登壇]

○10番（星野初英君） 皆様おはようございます。10番星野初英でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。今回の定例会より録画配信されるということで、とても緊張しております。併せて、前回から、一般質問が一問一答もできるようになりました。

今回は、1、帯状疱疹ワクチンについて、2番目、子育て支援について、3、移動スーパーによる買い物支援について、4、男性トイレにサンタリーボックス設置についての4項目の質問をいたします。

前回と同様、一問一答式にて質問をいたします。

詳細については自席にて質問いたしますので、担当課長、町長の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 初めに、帯状疱疹ワクチンについての質問です。

どこの市町村でも同じですが、着実に高齢化が進む中、50歳以上の成人、高齢者の健康を守るため、ワクチン接種による帯状疱疹の予防接種は重要であると考えます。

帯状疱疹は、皆様御存じのとおり、水痘・帯状疱疹ウイルスの再活性化によって発症いたします。2001年から2005年の調査では、50歳以上の方の抗体保有率は100%と出ました。帯状疱疹は80歳までに3人に1人が発症し、2014年、小児への水痘ワクチンが定期接種となりました。しかし、今までは小児がかかったことで大人もかかり抗体ができていたのですが、この定期接種により小児が水痘に罹患しなくなり、周りの大人も罹患しないため水痘症及び帯状疱疹ウイルス抗体ができなくなりましたので、50歳代からの発症が増加しているとのデータです。

そこで、河内町において帯状疱疹についての認識について、石山町民課長にお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

帯状疱疹は、水痘・帯状疱疹ウイルスが原因で発症いたします。この水痘・帯状疱疹ウイルスに初めて感染すると水痘を発症しますが、水痘が治った後もウイルスは体内に潜伏

しており、ふだんは体の免疫力によってウイルスの活動が抑えられているため発症することはありませんが、過労など何らかの誘因で免疫力が低下するとウイルスが再び活性化し、ウイルスは神経の流れに沿って神経節から皮膚へと活動し、帯状に痛みや発疹が出る帯状疱疹を発症します。

帯状疱疹の症状には個人差はありますが、多くは、初めは皮膚に神経痛のような痛みが起こり、皮膚の違和感、しびれ、かゆみとして感じる程度から、ぴりぴり、ずきずき、ちくちく、針で刺されたような痛みや焼けるような痛みまで伴うなど様々です。

皮膚症状が治った後も長期間にわたって痛みが残る帯状疱疹後神経痛と呼ばれ、最も頻度の高い合併症です。また、帯状疱疹が現れる部位によっては視力低下、難聴、顔面神経痛などの合併症を引き起こすこともございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。

今、テレビのコマーシャルでもよくやっています。コマーシャルの目的は、帯状疱疹を知らない方が多いので、まず帯状疱疹を知ってもらおうというのが大きな目的だそうです。発疹ができて放っておいて病院に行くのが遅くなり、病状がひどくなってしまう方が多い状況を危惧して、まず帯状疱疹とはどういうものなのかを知ってもらう、早期に病院に行けば薬の処方で軽く受けられるので、早期受診を勧めるコマーシャル内容となっているそうです。

生ワクチンを自費で接種されている方はおりますが、それでも帯状疱疹にかかってしまったという方がおります。不活化ワクチンを接種すれば確実にかからないので接種したいのですが、高額で受けられない方がほとんどです。地域独自の補助する動きが広がれば、予防接種推進専門協議会の方々による厚生労働省への定期接種要望に大きく貢献して、国の動きのスピードが加速するとお伺いしました。

何年か前に、私も左半分の胴体で、見えないところでしたが、帯状疱疹にかかりました。治るまで、1か月はかかりました。とても痛がゆくて、大変な思いをした覚えがあります。帯状疱疹で怖いのが、合併症です。顔面神経が麻痺してまばたきができなくなったり、失明するケースや難聴になられる方等、発症された方の20%の方は帯状疱疹後神経痛になるとのデータです。神経痛は、3か月以上から、長い方で2年以上患われる方がおります。

帯状疱疹のワクチンには、2種類ございます。生ワクチン、約8,000円ぐらい、これは1回で皮下注射です、発症予防効果は約50%から60%。不活化ワクチン、約2万2,000円、1回分2回筋肉注射、発症予防効果は約97%以上です。

実は、50歳以上の新型コロナウイルスに感染された方が、帯状疱疹発症リスクが15%高いそうです。入院患者の発症リスクが21%高くなったことで、最近、帯状疱疹にかかる方が増えているようです。

現在、ワクチン費用を独自で負担する自治体が増えております。最近の資料ですが、はっきり表明している自治体は50自治体あります。本年度中に決定して、来年度導入するところが増えております。近隣では美浦村がこの4月から、対象者は50歳以上、補助金額は、生ワクチン4,000円、不活化ワクチン1万円が2回分で2万円補助されるようになります。

我が町の住民が带状疱疹及び関連死亡合併症を減少させるためにも必要と考えます。そこで、带状疱疹ワクチン費用の助成に対する考えをお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） お答えいたします。

带状疱疹ワクチンにつきましては、2016年3月に、水痘ワクチンに50歳以上の者に対する带状疱疹の効能・効果が追加され、带状疱疹の予防を目的とした接種が可能となりました。带状疱疹ワクチンは予防接種法に基づく定期接種の位置づけではなく、希望される方の御判断で接種を受ける任意接種となっております。带状疱疹ワクチンには、従来の生ワクチンと2020年に認可された不活化ワクチンの2種類があり、接種費用、予防効果率、持続性、副反応など、それぞれが異なります。

ワクチン接種費用の助成についてでございますが、現時点で当町は実施しておりませんが、調べましたところ、近隣の自治体でも実施に向けた動きがあるということ把握しております。接種費用の助成について県内や近隣の動向に注視しながら、前向きに検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 石山課長、ありがとうございます。財政予算の計上のタイミングもあると思いますが、医療費の削減を考えれば、マイナスにはならないと思います。住民の方々が带状疱疹後神経痛に悩むことなく生き生きと過ごせるためにも、早目の取組をしていただけますようお願いいたします。

続きまして、2項目の質問に移ります。子育て支援についての質問です。

現在、少子化が進む中、全ての妊婦、子育て家庭が、出産・子育てできる環境が喫緊の課題の中、支援が手薄なゼロ歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊婦時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊婦、出産時の関連用品の購入費助成や産前産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施するように応援給付金が創設されました。

そこで、河内町における事業の取組について、お伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

まず、この事業の概要について御説明いたします。

背景には核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が増えていることで、ますます少子化にもつながってきていると思います。そういった全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備をすることが、喫緊の課題となっております。

こういった取組支援を実施するため、国におきましては今年度、出産・子育て応援交付金が創設され、当町におきましても伴走型相談支援の充実、経済的支援の事業を一体的に実施いたします。

1点目の伴走型相談支援の充実についてでございますが、妊娠届出から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、保健師、助産師等が必要に応じ関係機関と共に情報共有しながら、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、その後のプッシュ型の情報発信、相談の随時受付等の継続実施を行い、必要な支援等につなぎます。

2点目の経済的支援ですが、出産・子育て応援ギフトという名称で、妊娠届出時に5万円、出生届出後に5万円の合計10万円の支援を行い、令和4年4月以降に出産された方が対象でございます。

この2点をパッケージで実施することで、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、必要な支援が確実に妊婦、子育て家庭に行き渡ることを目的としております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。保健センターの方が対応していただいていると思いますが、乳幼児家庭訪問等の面談をする場合、お母さんは何を言われるんだろうかとか、育児を否定されたらどうしよう等々、とても緊張して臨むと思いますので、河内町の職員の方は大丈夫とは思いますが、安心して相談できる雰囲気を提供し、また、家族ぐるみで面談できるようにお願いいたします。そして、育児への不安を少しでも軽くしていただき、安心して子育てできるように、また、いつでも気軽に相談できるように寄り添って対応していただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、伴走型相談支援についての取組について、お聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 御質問にお答えいたします。

町の伴走型相談支援につきましては、保健師が既に以前から実施している妊娠届出時と妊娠8か月頃の面談等、出生届出後の保健師、助産師による乳児家庭全戸訪問時の面談に加え、新たにアンケートを実施いたします。その他、保健センターで随時相談を受け付けております。

相談される方が今こういった悩みであるのか、不安があるのかを把握し、相談の内容により関係機関等への連携、情報を共有することで様々な観点から分析し、的確な対応ができる体制を構築いたします。

時代の変化や経済状況、また新型コロナウイルスの影響など様々な要因があり、出産や子育てに関する保健センターへの相談内容も、重く複雑な内容が増えているのも実情でございます。特に育児への不安などは、時に子への虐待など命に関わる重大なケースもゼロとは言いきれません。いろいろな可能性や方向性を想定し、私ども相談を受ける側は慎重に応じることを、常に心がけなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。子育ての方法も昔とは違って、いろいろな家庭状況もあって複雑化しておりますので、とても大変だと思います。そんな中、中には遠くの家まで足を運び、いろいろな悩みを聞いて子育ての不安等も取り除いてあげながら安心して子育てできるようにすることによって、お子さんの虐待等につながらないように努力していただいていることにも感謝いたします。

続きまして、経済的支援の出産・子育て応援給付金の活用についての考え方について、お伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 御質問にお答えいたします。

経済的支援である出産・子育て応援ギフトについての町の取組についてでございますが、出産前の2回、出産後の1回の面談とアンケートを伴走型相談支援で実施し、実績に基づきまして、出産前に5万円、出生後に5万円の合計10万円のギフト券を町から給付し、経済支援を行います。

ギフト券は、主にアカチャンホンポやトイザラスなど幅広く利用できる全国こども商品券と、西松屋のギフト券の2種類から選択できるような体制にしております。妊婦の方や育児に必要な物品を幅広く取り扱っている店舗を利用できるため、選択いたしました。

現時点で、国は現金給付も可能としておりますが、ギフト支援が望ましいとしております。現金となりますと、確かに利用できる幅も広くメリットの部分もあるかと思いますが、本来、子育て支援のために給付された現金が預金や生活費に回ってしまう場合もございます。町としましては、この事業の趣旨、本来の子育て支援という観点から、妊婦の方や子育てのための支援に的確に使っていただきたいと考え、こういった取組といたしました。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。せっかくの子育てのための給付金がありますので、お子様のために有効に使えるようにしていただくことが分かりましたので、安心いたしました。

子供家庭センターが設置されてもアプローチが変わらなければ何も変わらない、全ての子供と子育て家庭を対象とした伴走型相談支援と支援サービスが、予防的サービスの入り

口となります。今回の伴走型相談支援を分かりやすく言えば、高齢者介護サービスの子供版と捉えると分かりやすいかと思います。

我が町の子育て支援の拠点を直視しなければ進まないかなと思います。全ての子供と子育て家庭へのアプローチと、全ての子供と子育て家庭に届く支援を実現するには、地域子育て支援拠点の体制を整備する必要があると考えます。

今の現状ですと、働いている方はこども園に預かっていただけますが、仕事をしていない方でも子育てのストレスを解消したい、また、リフレッシュしたいと思うときなど、家族に預けられる方ばかりではないと思います。子育てしている方にお聞きすると、そういうときは龍ヶ崎市の「さんさん館」を利用している方もおります。以前の一般質問でお話ししたかもしれませんが、例えば我が町での子育て支援の拠点が難しいのであれば、他の市町村の子育て支援等を利用させていただきやすいように、町として使用した分だけでも利用料金の補助をしてあげるとか、龍ヶ崎市民の方と同じ値段で利用できるようにするとかも考えられるのではないかと思います。

今年の秋にはこども園が開園される予定ですが、子育て支援の拠点等も考えていただいて、子育てに関わる全ての担当課が連携して、河内町の子供たちのために、よりよい方向で子育てできるようにお願いいたします。

高齢社会の在宅福祉3本柱に相当するサービスが、当たり前の子育て家庭に受けられるようにするためには、これからの課題だと思います。今後の町の考えがあればお聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 御質問にお答えいたします。

星野議員がおっしゃるとおり、近隣で受けられるサービスが河内町では受けられないなど、居住している地域によって格差が生じてしまうということは、少子化により、ますます過疎化が加速してしまうのではないかと思います。時代の流れとともにライフスタイルや子育てする環境は刻々と変化しており、以前より複雑で、先ほどの答弁と重なる部分がありますが、命に関わるような深刻な相談案件も増えているのが実情でございます。

このような背景もあり、国の指針に基づき、平成26年度から保健センターにおきまして、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施している子育て世代包括支援センターを設置しておりますが、現在これとは別に、福祉課におきまして、全ての子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行う子ども家庭総合支援拠点の設置の整備を進めております。この子育て世代支援センターと子ども家庭総合支援拠点、双方の機能を、適切に情報共有しながら連携を図り、子供の発達段階や家庭の状況等に応じて一体的に支援を実施することとしております。

こういった事業を進める上で重要となってくるのが、専門的知識のある保健師等の役割が必要不可欠だと感じております。関連する業務間の調整役を担うとともに、職員のスキ

ルアップも目的の一環とし、保健師等の専門性が必要とされる部署への分散配置を含めまして、これまでの枠を超えたより一層の連携強化を図り、様々な取組の実施に向けた検討を進め、出産前から高齢者までの幅広い世代間に切れ目のないサービスを提供しなければならないと考えております。

今後につきましても、町民の安心・安全はもとより、町民の皆様が暮らしやすいと感じていただける事業の取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 石山課長、丁寧な答弁ありがとうございます。子育て世代支援センターと子ども家庭総合支援拠点がよく連携を取っていただき、一体的に支援を実施していただく上での専門的知識のある保健師さんを、ぜひ迎えていただきたいと考えます。介護保険にまた例えますと、ケアマネジャーに相当する役割の方と思います。担当課の枠を越えた連携を強化して、切れ目のないサービスの提供を期待いたします。

河内町が子育てしやすいと皆様方から思っただけ、そして、少しでも少子化が進むことを抑えられて、河内町で子育てしたいと若い方に思っただけのように、よろしく願います。

続きまして、3項目の質問をいたします。移動スーパーによる買い物支援についてです。

2020年9月の定例会にて移動スーパーの一般質問をさせていただき、やっと去年1月17日からカスミの移動スーパーが実施され、1年がたちました。歩いて買物に行けて、商品を手にとって選べば、御近所の方との会話もでき、楽しく買物ができると喜ばれております。中には「もっと近くの場所で買物ができればいいのに」とか、「うちのほうには回ってきてくれない」「豆腐屋さんのように回ってきてほしい」とかの声も聞いておりました。

前回、諸岡議員も質問しておりましたが、3月20日から町民の声も反映して、販売ルートが見直されます。この4月からはナリタヤの移動スーパーも取り入れて、各家庭の玄関口まで来てくれるようになります。自分の家に来てほしい方は、申込みしていると思います。

そこで、吉田課長にお伺いいたします。カスミの移動販売とナリタヤの移動販売の違いと見解について、お伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 星野議員の御質問にお答えします。

買物支援につきましては、度々、一般質問でも取り上げられて、実施に向けて思案してまいりましたが、昨年からは株式会社カスミによる移動販売が開始され、さらに来年度より、株式会社ナリタヤによる移動スーパー「とくし丸」の運行が決定いたしました。

これら2者の運行形態の違いと見解について御説明いたします。

初めに、カスミによる移動販売でございますが、高齢者支援を盛り込んだ包括連携協定

を締結し、委託料として5年で1,000万円をお支払いいたします。販売形態は、バス停方式で週2回36か所を回るコースで、店頭と同じ価格で購入できます。

利点といたしましては、同じ曜日、時間、場所でコミュニティーを形成し、孤独や不安を解消、買物目的の外出、歩くことによる健康維持、自分で見て手に取り、好きなものを買える楽しさ、販売員による見守りなどが挙げられます。

次に、ナリタヤによる移動スーパー「とくし丸」でございますが、買物支援と地域見守り活動に関する協定を締結し、委託料等の支出はございません。販売形態は、希望者を募り、お宅の周辺状況によりますが、基本的には希望者宅の敷地内で販売いたします。希望者の募集期間が今月15日までとなっておりますので、コースの確定はしていません。戸別訪問方式で、基本、週2回約90か所を回るコースを策定予定です。販売価格は、店頭の価格に1品当たり10円を上乗せした価格で販売となります。

利点といたしましては、誰でもお買物をしていただけるのですが、特に、近所にお店がない、移動手段がない、長い距離を歩けない、家族やヘルパーの協力がないと買物ができないなど買物に不安がある方に対し、玄関先まで来てくれて、商品を直接見て選びながら買物ができることが特徴となります。

また、高齢者の方にとっては、移動スーパーが来る日時、何を買うか考え、ドライバー、御近所の人と話をすることなどが心や体を活性させて、介護予防も期待できます。ドライバーの役割の一つに、お客様の体調の変化や買い過ぎたときの注意など見守りも兼ねております。

河内町買物弱者支援に、この二通りの販売方法は必要不可欠と考えます。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。交通弱者の方からすれば、個人の庭先まで乗り入れてくれると喜んで、今から楽しみにしている方がおります。特に1人でお住まいの方のところは、見守りも兼ねて大変助かります。

そこで、今後の移動スーパー「とくし丸」の展開と、当町の買物弱者支援についての考えをお聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） お答えします。

移動スーパー「とくし丸」の今後の展開でございますが、現在、ナリタヤ職員により、住宅地図を用いて、全戸訪問を行っております。高齢や独居世帯のみならず訪問させていただき、御要望があれば受け付けて、販売コースの基礎を作成しているところです。

近年、買物する場所が減少し、買物弱者とされる方が増加傾向にある中で、長い距離の歩行が困難、高齢者のみや独居世帯で移動手段がない、子供を連れて買物は行けないなど、本当にお困りの方が買物問題を解消できる販売方法になりますので、ぜひお申込みいただ

きたいです。

また、今後の買物弱者支援でございますが、福祉課、包括支援センターへの問合せ、御利用していただきたい方に直接の紹介、傾聴ボランティアの会員様や社会福祉協議会にも制度内容を周知させていただき、訪問先に買物に不安を感じる等の御相談があったときには紹介していただくようお願いもさせていただきました。御相談いただいた方が二通りある移動スーパーを御利用いただき、日常生活に対する不安を少しでも解決できればと期待しております。

「とくし丸」の運行開始は、令和5年4月を予定しております。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。カスミの移動スーパーだけでは手の届かない個人宅を、ナリタヤの「とくし丸」が行っていただくということは、大変よかったですと思います。今後も見守っていきたいと思います。

続きまして、最後の質問になります。男性用トイレにサンタリーボックス設置についてでございます。

最近では、前立腺がん、膀胱がんなど男性特有のがん患者数が増加しており、特に前立腺がんは1975年に2,000人くらいだったものが、2000年には2万3,000人、2020年には7万8,000人を超え、肺がん仅次于罹患数になると言われております。

前立腺の摘出手術を受けた場合、多くの方に数か月から半年程度の尿漏れの病状があり、9%の方にはその後も尿漏れパッドを使用する男性も罹患数に比例して増えております。外出先での使用済みの尿漏れパッドを捨てる場所がなく、自宅に持ち帰るまで臭いや漏れに神経を使うなど、人知れず苦勞している方がおります。また、がん以外にも加齢による尿漏れやトランスジェンダーで生理がある人など、様々な状況で男性用個室で尿漏れパッドやナプキンを使用する場合も、サンタリーボックスがないことで不便を感じていても、当事者も言い出しにくく表面化しにくいことが特徴です。

高齢者や疾患を持つ方で尿漏れパッドなどを使用している方が処理に困ることのないように、男子トイレのサンタリーボックスを公共施設に設置していただきたいと思っております。町の考えをお聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） お答えします。

現在、本町公共施設には、男性用トイレにサンタリーボックスは設置しておりません。星野議員のおっしゃるとおり、病気等によりおむつ等を使用している方には、サンタリーボックスは必要不可欠なものと認識しております。

今後の設置に関しては、公共施設管理者と協議をしていき、設置に向け検討してまいります。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） よろしく申し上げます。ありがとうございます。

そのほかに、公共施設だけではなく、町の商業施設などでの配置を普及するように啓発を行うなどの対応をお願いしたいと思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） お答えします。

町内商業施設に対しても必要性をお知らせし、御理解いただいた上で、設置に向けて検討していただくよう働きかけをしております。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） では、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

最後に、これまでの4項目の質問の中で町長の見解をお聞きしたいと思いますので、野澤町長、よろしく願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 四つともですか。

○10番（星野初英君） 四つともではなくていいです。

○町長（野澤良治君） 大体、答えることは課長とほぼ変わらないのですけれども、带状疱疹ワクチンは、やはり接種費用が非常に高いので、これから近隣の市町村の動向も見ながら、なるべく支援ができるものはやっていきたいと思っております。やはり、かかった人のお話を聞きますと、非常に治りが悪いとか期間もかかるということで、非常に不便を要するということが伺っておりますので、なるべくそういった形でこれから進めていきたいというふうに思います。

また、子育て支援に関しましては、こども家庭庁がこれからいろいろな形でどんどん進むと思っておりますので、町も国とか県と連携を取りながら、拠点づくりもありますし、なるべく早い時期にそういう問題を解決するように、内部的にも進めていきたいというふうに思います。

また、移動スーパーに関しましては、ナリタヤさんが手を挙げていただいたので非常に助かっておるんですけれども、まだ90から100件ということで申込みがもうちょっとあってもいいのかなと期待をしていたんですけれども、ちょっと話を聞いてみますと、一度手を挙げると、毎回無理にでも買わなくちゃいけないというお年寄りの方もいらっしゃるみたいなので、その辺を少し解消すると大分違うのかなということで、例えば100円でも200円でも、買わなくても回ってきてもらうというのが必要なのかなということもありますので、その辺の誤解のないように、ある程度、4月から販売すると好評であれば大分広がっていくのかなというふうに思いますので、見守りも含めて、カスミとナリタヤは形式が

違いますから、その辺で、色分けではないですけれども、何とか買物弱者をカバーするためには、どんどん積極的に進めていきたいと思いますので御理解をいただきたいと思いません。

また、男子トイレのサンタリーボックスに関しましては、今のところ町の中にはないんですけれども、ある程度実験的に、例えば公共施設であったり、置かせていただきながら、どんなふうな形でやっていったらいいかなということもあります。ただ、設置するのは簡単なんですけれども、それを管理するのがどこで、どうしたらいいかというのが、まだまだ町でも把握はしておりませんので、その辺も含めながら、例えば、ほかの市町村にちょっと見に行くとかということも含めて、前向きに検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 町長、ありがとうございます。前向きな答弁で、安心いたしました。

本当に、先ほど町長もおっしゃっていましたが、個人宅に移動スーパーが来たときに、カスミのときからもそうだったんですけれども、ここの庭に来ていただければいいんじゃないと言ったら、毎回毎回買うしかないというのがすごく苦痛になるみたいで、その辺のところも今町長おっしゃったようにやっていただければ、皆さんももっともっと、きっと利用する方が多いのかなと思いますので、皆さん本当に、町の住民の方が安心して安全で過ごせるように、また今後よろしくお願ひいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（牧山龍雄君） 次に、高橋 稔君、登壇願ひます。

〔5番高橋 稔君登壇〕

○5番（高橋 稔君） 皆さんおはようございます。議席番号5番高橋 稔でございます。この3年間、国民を不安に駆り立ててきた新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種や自然感染により免疫を取得した人が多くなり、感染状況は落ち着きを見せてまいりました。そのため、政府が推奨してきたマスクの着用ルールが3月13日から個人の判断に委ねられることとなり、5月8日には感染症法上の位置づけが2類相当から5類に引き下げられます。このように日常生活はコロナ禍前に戻りつつありますが、一方で重症化リスクの高い人たちへの配慮が必要であり、引き続き一人一人が感染拡大を防ぐ対応に心がけることが肝要であります。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。今回は、3項目の質問をさせていただきます。

1項目めは、隣接区域に対する防音工事補助の強化についてであります。20年以上にわたり進められてきた民家防音工事の第5次計画が令和3年に終了したことにより、今後、

防音工事を行う世帯は大幅に減少し、それに伴う工事費もわずかな予算で対応できるものと思われまふ。そこで、これまで防音工事に必要であった予算の有効活用の在り方を含め、今後、騒音区域に対し、より一層の手厚い支援を行って行くための対策についてお伺いいたします。

2項目めは、定住促進事業の取組みについてであります。河内町では人口減少対策の一環として定住促進事業を実施していますが、この事業は、補助要件が航空機の騒音区域内外を問わず、町内一律となっております。そこで、騒音区域に特化した加算措置の対応についてお伺いいたします。

3項目めは、子育て環境の充実についてであります。文部科学省の2022年2月の統計によると、小中一貫校の数は小学校745校、中学校430校であり、右肩上がりに増加しており、全国的に普及が拡大しております。また、同省が平成29年度に行った調査では、小中一貫校の導入により成果が認められたと回答した学校は76%にも及んだそうです。かわち学園でも大きな成果が上がっておりますが、一方で、開校から4年の経過とともに、様々な問題や課題も浮き彫りになってきました。そこで、子育て環境を充実させるための対策についてお伺いいたします。

詳細については自席にて質問いたしますので、よろしくお願ひします。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 初めに、1項目めの隣接区域に対する防音工事補助の強化についてであります。

平成10年に田川、片巻、流作地区が航空機の騒音区域内である隣接区域に指定され、騒音防止対策として民家防音工事補助事業が開始されました。その後、様々な要件が見直され、現在は約1,700世帯が防音工事の対象世帯となり、成田国際空港株式会社から交付されている周辺対策交付金の中の特別交付金を活用して、防音工事が行われてまいりました。

20年以上にもわたり進められてきた防音工事計画は令和3年度に終了しましたが、民家防音工事補助事業に係る経費は年間換算でどのくらい支出していたのか、また、防音工事が実施されていない世帯はどのくらいあるのかを都市整備課長にお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 高橋 稔議員の御質問にお答えします。

隣接区域民家防音工事計画については、平成10年度にA滑走路の第一種区域の外側に隣接区域を指定したことから、隣接区域における民家防音工事対策が始まりました。第1次計画は平成10年度から平成13年度、第2次計画は平成14年度から平成17年度まで、A滑走路の地区のみを対象に行ってまいりました。平成19年度にはB滑走路の隣接区域を新たに指定し、第3次計画は平成19年度から平成22年度、第4次計画は平成23年度から平成27年度、第5次計画は平成28年度から令和3年度まで、順次、対象範囲を拡大してまいりました。現在は、令和4年度から令和8年度までの第6次計画となっており、民家防音工事未

実施世帯への対策を行っているところです。

対象範囲が広がった第3次計画、平成19年度から第5次計画終了年度の令和3年度までの15年の平均事業費につきましては、年間平均約3,800万円となっております。また、これまでに行った防音工事の実施割合は約8割となっており、残り2割が未実施となっております。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 未実施世帯には積極的な周知徹底をお願いいたします。

令和元年度までの周辺対策交付金は1億6,000万円ほど、そして、令和2年度からは成田国際空港のさらなる機能強化の関係で2億円もの金額が増額され、現在は3億6,000万円ほどが交付されています。その中で、民家防音工事補助事業に使用できる特別交付金は1億6,300万円であります。

令和2年度に基準日が改正され、約750世帯が第一種区域となり、現在は隣接区域の約950世帯が民家防音工事の対象となります。先ほどの答弁にありましたが、民家防音工事は約8割が実施されており、未実施は残りの2割でありますので、隣接区域における民家防音工事はほぼ実施されているということになります。

これらのことを踏まえ、今後の特別交付金の使途計画について、都市整備課長にお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 高橋 稔議員の御質問にお答えします。

現在、N A Aから成田空港周辺対策交付金として、町が実施する航空機騒音対策や地域の整備、生活環境の改善を行う事業などに活用できるよう交付されている交付金は4種類あり、普通交付金、特別交付金、地域振興枠、A滑走路特別加算金がございます。

初めに、普通交付金については、防音施設の維持管理費、例えば、かわち学園の維持管理費などに活用しております。

次に、地域振興枠については、令和2年度より新設され、教育、医療、福祉、その他、地域の振興を目的として活用する交付金となっております。

A滑走路特別加算金についても、令和2年度より新設された交付金となっており、A滑走路に係る環境対策事業に活用しております。

最後に、特別交付金ですが、民家防音工事補助、エアコン維持管理補助、騒音区域内の公共工事等に活用しております。

これらの交付金については、N A Aより内容の精査を受けながら事業を行っており、今後も現在行っている民家防音工事等についても、周知も含めまして計画的に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 成田国際空港の更なる機能強化により、夜間・早朝の運行が延長されるとともに年間発着回数が50万回となることから、安眠の確保にも不安が生じます。また、航空機の騒音による障害は、恒常的に将来にわたって永遠に続いていくのです。

私は、隣接区域に対してはこれからも継続的な手厚い支援が必要であると考えますが、隣接区域に対し今後どのような支援をしていくのかを都市整備課長にお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 高橋 稔議員の御質問にお答えします。

現在、隣接区域においては、民家防音工事として木製建具のアルミサッシ化工事や5ミリ厚ガラスへの交換工事、空気調和設備工事を実施しております。また、民家防音工事にて設置したエアコンに対する維持管理費及び隣接区域内の集落への補助も実施しております。

今後の支援については、民家防音工事の基準日である令和2年4月1日より後に建築され、工事対象となっていない方への対策が、まずは必要であると考えております。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 成田空港の更なる機能強化による影響がどれほどのものかは分かりませんが、発着回数が30万回から50万回とこれまでの1.5倍強となれば、騒音区域の上空には常に航空機が飛んでいるのではないかと容易に想像が付きまします。

そこで、町では騒音区域に対し、将来を見据えて今からしっかりとした対策を講じ、充実した生活環境を整備しておく必要があります。

現状では、第一種区域内の住宅では2人世帯における冷暖房機の設置台数の上限が2台ですが、隣接区域内では4人世帯以上でなければ2台の設置は認められていません。

私は、隣接区域内の住宅においても、第一種区域と同様に2人世帯で2台まで設置できるよう改善が必要であると考えますが、都市整備課長の見解をお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 高橋 稔議員の御質問にお答えします。

第一種区域における空気調和設備工事は、高橋 稔議員からもありましたとおり、1人世帯で1台、2人世帯以上で2台の設置となっております。隣接区域の民家防音工事については、第一種区域に対してNAAが法律に基づき助成する事業を補完することを目的として運用しており、現状といたしましては、隣接区域の設置基準の変更については考えておりません。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 防音工事の未実施世帯、2割の約190世帯が一斉に工事の申請を

するとは考えられませんし、空調機器の更新工事も順次の対応であります。それでは、これまでの年間平均事業費の3,800万円は、どんな事業に消えてしまうのでしょうか。

令和4年6月8日に開催された空港対策特別委員会において、NAAから冷暖房機の設置条件の変更は、町の要綱等を変更するだけで可能であるとの回答をいただいております。この特別委員会には都市整備課長も出席されており、当然認識されていることと思いますが、どうして設置条件の変更を考えていただけないのでしょうか。

その具体的な理由について、都市整備課長にお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 御質問にお答えします。

NAAでは、第一種区域と同様のエアコン補助については現在行っている事業とは別に町単独事業であれば可能であるという認識であり、現在の民家防音工事の設置基準以外に設置するのであれば、特別交付金の事業には該当せず町単独事業となるため、町では隣接区域の防音工事について、これまで同様、1人から3人世帯まで1台、4人以上で2台の補助事業の内容で行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 先般、都市整備課長のほうからちょっと提案があったんですけども、河内町全体にエアコンを1世帯当たり1台つけたいというふうな申出がありましたけれども、私は、いや、そうじゃなくて、騒音区域にまずは手厚い事業をしてくれというようなことで、ちょっと反対をさせていただいたわけなのですが、そういうような気持ちがあるのであれば、当然、隣接区域には第一種区域同様、2人世帯で2台というような考えを持っていただいきたいなというふうに切にお願いいたしておきます。繰り返しになりますが、騒音区域には手厚い対策を講じていただくよう要望いたします。

次に、2項目めの定住促進事業の取組みについてであります。

河内町では人口減少対策の一環として、町内で住宅を取得した場合には最大80万円を補助する定住促進事業を行っています。これまでに39件の要請があり、2,300万円以上の補助金が支払われました。このことは人口減少対策に非常に有効的であり、かつ若年層の移住・定住が期待できる非常にすばらしい取組であると思っています。

しかし、この事業の財源を見ますと、成田国際空港周辺対策交付金の中の地域振興枠として交付を受けている交付金の一部が活用されております。この地域振興枠は、令和3年度から、騒音下の市町に優先配分され、これまで交付金の使途としては対象外であった教育、医療、福祉等で使用可能な交付金であります。よって、私は、これらに特化した事業に使用すべきであると考えます。

また、周辺対策交付金は、俗に言う航空機の騒音に対する迷惑料でもありますが、定住促進事業で補助を受けた39件中、約半数の18件が航空機の騒音区域外であります。さらに

は、補助を受けられる条件や補助金額は、騒音区域内と区域外で全く同じであります。

先ほども申し上げましたとおり、定住促進事業は非常に素晴らしい施策であり、継続が必要であります。財源については騒音に対する交付金を活用するのではなく、町の一般財源により対応すべきと考えますが、企画財政課長の見解をお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 高橋 稔議員の御質問にお答えいたします。

定住促進事業につきましては、令和3年10月に要綱を制定いたしまして、令和2年1月2日以降において町内に住宅を取得した方を対象とした補助事業として施行したものでございます。御質問をいただきました当該補助事業の財源でございますが、成田国際空港周辺対策交付金の地域振興枠を活用した事業の一つとして、空港を管理運営するNAAに実績報告しているところでございます。

定住促進事業は、野澤町長就任後に地域活性化に向けた施策の一つとして、本町における人口減少及び定住促進対策を目的としているものであることから、空港周辺における騒音対策事業としてではなく、今年度、町が指定を受けた過疎対策事業の一つに位置づけて推進することが適切であるとも考えられることから、財源の振り分けについても検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 私は、定住促進事業の実施に当たり、騒音区域内と区域外の差別化を図る必要があると考えております。

令和2年4月1日に騒防法の施行及び都市計画変更の告示がなされ、騒音区域であっても令和2年4月1日以降に新築された住宅については、防音工事の補助対象とはなりません。

そこで、騒音区域内の新築住宅については、成田国際空港周辺対策交付金を活用して騒音区域特別枠を設けて支援の強化を図るべきと考えますが、企画財政課長の見解をお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 高橋 稔議員の御質問にお答えいたします。

定住促進事業において、その加算措置の一つとして成田国際空港の防音工事対象エリア内に取得した場合、こちらを設けているところではございますが、当該加算措置のみを防音区域特別枠として規定し、特定の地域を対象に騒音対策補助の上乗せを行うことは、この事業の目的に掲げる人口減少や定住促進などの地域活性化対策とは異なる目的の事業を併設した、そのような形の事業となってしまうことから、財源の充当も踏まえまして、定住促進事業と騒音対策事業と、それぞれの事業の目的に合わせた補助事業として運用してはどうかと考えます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） ただいま企画財政課長から、定住促進事業と騒音対策事業とそれぞれの事業の目的に合わせた補助事業として運用してはどうかという答弁がありましたが、騒音対策担当課である都市整備課長としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 高橋 稔議員の御質問にお答えします。

都市整備課では、現在、基準日より後に建築された方や新築される方からの要望が多いこと、そして、同じ騒音地区にありながら民家防音工事が受けられない方へ騒音対策事業の一環としてエアコン設置補助が必要と考え、特別交付金を財源として補助事業の検討をしております。

今後、要綱等を取りまとめましたら、皆様にお知らせしたいと考えております。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 騒音区域に新築住宅を建てるということは、将来にわたって騒音に悩まされるという不安がある中で大きな決断であると思います。ぜひとも実現に向けて邁進していただくことを希望します。

次に、子育て支援の充実についてであります。

放課後児童クラブは、放課後や学校休業日に子供が安心して過ごせる、遊びや生活を提供する事業であり、公立の児童クラブの場合は小学校や児童館など既存の公的施設を活用して実施することが一般的とされています。

河内町の児童クラブも、かわち学園の余裕教室等を利用して実施しておりますが、私は、かわち学園において余裕教室が容易に確保されているかとの疑問が生じております。

そこで、かわち学園では、前期課程と後期課程を合わせて普通教室の数はどれくらい確保されているのか、また、令和5年度の新入学生の人数と令和5年度に必要となる教室の数を教育長にお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） かわち学園では、前期課程と後期課程を合わせて普通教室はどれくらい確保されているかの質問にお答えします。

かわち学園には、普通教室が18、特別支援学級用の教室が四つあります。内訳では、1階に普通教室が八つ、2階には西側に普通教室が六つ、特別支援学級用の教室が四つあります。そして、東側には普通教室が四つあります。

また、令和5年度の新入生の人数ですが、52名を今予定しております。そして、2クラスになる予定です。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） すみません、あと、必要となる教室数です。この辺についても再度お願いいたしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 失礼しました。次に、必要となる教室の数についてお話しします。ただ、これから申します内容は、あくまでも令和5年度予定でございますので、その辺御了承いただければと思います。

1階の西側の教室、8教室のうち、6教室に1年生から4年生までが入ります。二つの教室に1年生から4年生までの特別支援学級が入ります。2階の西側の六つの教室のうち、五つの教室には5年生から7年生が入ります。一つの普通教室は児童生徒会室と学習収納室として使います。ほかに特別支援学級用の教室が四つあり、そこには前期課程の特別支援学級が二つ、後期の特別支援学級二つが入ります。2階の東側の四つの普通教室には8年生と9年生が入ります。

以上、付け加えさせていただきます。お願いします。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 今年度の児童クラブは、余裕教室一つと多目的室2の二部屋を使用して実施しているようですが、令和5年度は新入学生の教室が2教室必要となることから、現在使用している余裕教室は使用できなくなります。また、ただいまの教育長の答弁によりますと、令和5年度は教室の全てが使用予定であり、児童クラブが使用する余裕教室の確保ができない状況ではないかというふうに心配します。

そこで、令和5年度の児童クラブへの申込者数と必要教室数について、教育長にお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 児童クラブの申込者数、それから必要教室数をお答えします。

児童クラブの申込者数は57人です。ですから、二つの教室が必要となってまいります。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 令和5年度の児童クラブの運営には2教室が必要との今答弁をいただきましたが、学校と児童クラブを併設し運営するには必要な教室数が不足することとなります。

そこで、学校と児童クラブの双方とも適切な運営ができるための方策をどのように講じるのかを教育長にお伺いします。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 適切な運営ができる方策をどのように講じるかということの質問についてお答えします。

児童クラブの教室は、一つを今年度も使用しております1階の多目的室2とします。量

の部屋です。なお、この多目的室2の部屋は、令和5年度から通級指導教室の新設が認められますので、午前中にその通級指導教室が入る予定です。

もう一つの児童クラブの教室は、1階の特別教室を午後から使用することを考えています。令和3年度まで利用しておりました多目的室1は、令和5年度からは縦割り班活動など複数の学年が交流できる本来の多目的室として活用したいと考えております。

そう考えますと、かわち学園と児童クラブが学園の校舎を併用することについては、少し難しさが出てきているのが現状でございます。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） かわち学園における小中一貫校ならではの問題点として、前期課程と後期課程の体育の授業を同じ時間帯に行わなければならない時間割が存在してしまいます。そのため、雨天時にはどちらか一方のクラスしか体育館が使用できないという不都合が生じています。また、児童生徒たちが材料を持ち込んで使用する際の教材を確保するスペースが不足しているほか、制作途中の作品を保管しておく部屋がないなど、学びやの環境としては良好とは言えない状況にあります。

このような環境に加え、児童クラブが併設されていることは、教育環境の確保が非常に厳しい状況であることは容易に想像できます。

一方、児童クラブの運営上の問題点として、かわち学園のグラウンドは部活で使用されているため、児童クラブではほとんど使用ができないのが現状です。そのため、元気に外で遊ぶことがままならず、伸び伸びとした環境が担保されていないことから、子供が安心して過ごせる、遊びや生活が提供できる環境とは言い難い状況です。

また、学校が長期休業日になると、中央公民館等を開催場所の移動を余儀なくされ、支援員の方々にも引っ越し作業等の負担が生じるばかりか、子供たちにとって環境が変化するという事は望ましいことではないと思います。行政の都合ではなく、子供目線を大切に考えて環境を整備することが肝要であります。

公立の児童クラブは小学校等の既存の公的施設を活用することが一般的とされていますが、小中一貫校であるかわち学園での学校利用は利便性に欠け、適切な運営を行う上で様々な支障が生じており、一刻も早い迅速な対応が求められています。

そこで、2項目めで質問させていただきました定住促進事業の取組みで述べさせていただきましたが、私が、教育、医療、福祉等に特化した事業に使用すべきと考える地域振興枠を活用して、学校周辺に新規に児童クラブの施設を早急に建設すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 高橋 稔議員の質問にお答えします。

実はおととい、かわち学園で卒業式がありまして、卒業生は48名でした。今回52名が入学するという事ですから、数的には4名は増えるんですけども、来年以降の子供たち

の数も考えながらやっていかなければならないのかなというふうに思います。

そして、問題点としては、やはり、かわち学園は文部科学省の管轄であります。そして、児童クラブは厚生労働省ということで、すみ分けがちょっと違うというところもあります。児童クラブの活動は放課後になりますから、どうしても部活であったり、いろいろな学校との対応もしなくてはいけないということもあると思います。

そんな中で、なかなか使う制限も当然あるということもありますので、これからはやはり、すみ分けは私も必要だと考えております。場所であったり時期であったりはこれから内部的にも相談をしながら、予算も含めて検討して、早急に何とか児童クラブの活動場所も確保していかなければならないと思います。

児童クラブは、預ける方は低学年の方が多いです。1年生、2年生、3年生あたりが多くて、4年生あたりからになりますと自立して家に帰っても生活ができるということもありますので、低学年ということで移動方法にも問題があります。その辺も含めていろいろな協議をさせていただいて、また具体的な方向が決まりましたら議員の皆様にも提示をして、どういうふうに進めていくかを相談していきたいと思いますので、そういった形で御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 町長が喫緊の課題としている人口減少対策や子育て支援については、待ったなしの取組を展開していかなければなりません。そのためにも、良好な子育て環境を早急に整備する必要は当然あると思います。

ただいまの答弁を受け、果断に富んだ町長のリーダーシップに敬意を表し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（牧山龍雄君） ここで暫時休憩いたします。再開時間は追って知らせます。

午前11時52分休憩

午後 1時00分開議

○議長（牧山龍雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔7番諸岡周示君登壇〕

○7番（諸岡周示君） 皆さんこんにちは。7番諸岡周示です。午後の質問になりまして、よろしく申し上げます。

3月も半ばになり、めっきり春を感じさせる季節になりました。先ほど、かわち学園の卒業式が今週行われたということで、卒業された生徒の皆さんは新たな学校へと進むことだと思います。そして、コロナ禍で在学中は思うような勉強や活動ができなかったことを思うと、少し感慨深いものがあります。卒業された皆さんにおかれましては、新たな出会

いと夢と希望を持ちながら進んでいってほしいと願いたいと思います。

本日の質問は、今までに幾度となく質問がされました学校教育、そして、今年度、解体されようとする中央公民館の今後の建設に当たっての考え方や、やはりこれも同じように農業政策、私も何回も質問していますけれども、これも同じように質問をさせていただきたいと思います。質問は簡潔にいたしますので、分かりやすく丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

詳細は自席にていたしますので、担当課長そして教育長にはよろしく申し上げます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） それでは質問いたします。

かわち学園になりまして、丸6年がたとうとしています。茨城県内でも数少ない小中一貫校ですけれども、また、開校以来、多方面から幾度となく視察研修に来られたというようなことも聞いております。その中で、児童生徒さんを通わせている親御さんからも様々な意見を聞いております。そういうこともありまして、私も含めて先輩議員も、かわち学園の教育に関する、今までも質問してまいりました。

そして、今までの答弁によりますと、平成30年からは訪問型教育支援事業を立ち上げたこと、そして、小中一貫校でしかできない教育、また、ICT教育にも力を入れていくというようなことも答弁にありました。その中で、私はやはりスピード感を持ってできることや、何年もかけて教育することも大事であると考えます。

そこで、まず学校図書館、それについての考え方を、まず教育長に答弁を求めたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 学校図書に関する考えについてお答えしたいと思います。

私たちがよく言葉にしております図書室なのですが、これは正式には、学校図書館と言います。この学校図書館は、学校にはなくてはならない大切な施設です。かわち学園の図書館は出入口がガラス戸になっており、とても明るく開放的で、子供たちが中に入って本を手にとって読んでみたいと思うような展示の工夫がなされております。

そこで、学校図書館の三つの役割についてお話しします。

一つは、読書センターとしての役割です。これは、子供たちが読書をする所、子供たちが読書をすることで、想像力、物事に対する興味・関心を呼び起こして、豊かな人間性、教養、感性を身につける所です。

二つ目は、学習センターの役割です。子供たちが主体的な学習を進めたり、調べ学習を進めたりすることで、授業内容を深め、豊かにする所です。

三つ目は、情報センターの役割です。これは、子供たちの情報の収集、選択、活用能力を育成する所です。

私は、学校図書館の三つの役割を活かして読書が好きな子供を増やし、主体的に学習に

取り組む子供を育てたいと考えております。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

私がこの件でいろいろ調べをしたんですけれども、文部科学省が令和2年度に図書の整備状況を調査したところ、学校図書館の標準の達成率、これが学校ごとに発表されています。茨城県でも44市町村ありまして、達成率七十数%から、一番下のほうでは20%ということもあります。河内町は、令和2年度には載ってないんです。

そこでお尋ねしたいのですけれども、今現在のかわち学園の標準の達成率ですか、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 学校図書館図書標準とは、学校図書館に備えておくべき蔵書数の標準のことです。

かわち学園の標準蔵書数は1万6,840冊です。それに対して、かわち学園で現在保有している蔵書数は1万7,632冊です。現在のところ、標準蔵書数を792冊オーバーしております。達成率でいうと約1.05となっております。

しかし、蔵書数としては標準を超えておりますが、同じ本が2冊以上あったり、古くなった本があったり、子供たちが面白そうだなとか、読んでみたい、調べ学習に使いたいなどと魅力を感じる蔵書は不足しているのが現状です。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。今、教育長が答弁しているように、私いろいろ調べさせてもらいまして、不足しているというような認識ですよ。

そこで今現在、図書購入費について、児童生徒1人当たりの購入費は、かわち学園で幾らくらいになっているのかというようなことを質問しますけれども。

今年1月に、読売新聞の記事に購入費のことが掲載されました。そこで、一番多いところで文京区で5,484円、少ないところで茨城県筑西市で206円。やはり、これだけ認識もあるし、こういう少ないというふうにもなっていますので、どうしてもやはり購入費の増額をお願いしたいと思うんですけれども、その辺、答弁のほうをお願いします。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 今年度、令和4年度です。かわち学園の児童生徒1人当たりの購入費は1,337円です。現状の新刊蔵書数や種類を考えると、今後、図書購入費予算をさらに増やす必要があります。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） では、教育委員会の局長はどう考えますか。

○議長（牧山龍雄君） 足立教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（足立 誠君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

学校図書館の三つの役割を活かすためにも、かわち学園と連携して、子供たちがもっともっと利用したいと思える魅力ある学校図書館づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 予算をこれから取っていただけるというようなことだと思いますので、よろしくをお願いします。今日は町長には質問していませんけれども、なるべく、町長、よろしくをお願いします。

次に、家庭や学校、そして友人、地域社会など児童生徒を取り巻く環境は、非常に複雑に絡み合っているというふうなことを思います。

そこで、その対応ですけれども、今現在、かわち学園ではどのような授業、そして生活の上で支援員を配置されているか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） かわち学園では、ふだんの授業や生活の中で苦戦している児童生徒を支援する学習支援員、生活支援員、ICT支援員を町で雇用し、配置しております。また、教育委員会事務局には、教育相談員が週3回午前中勤務しており、悩みを抱えている児童生徒や保護者と、学校とは違った立場で相談できる体制を整えております。

近年、社会では少子化が進む中、併せてコロナ禍において子供同士のコミュニケーションを図る機会の減少に伴って、いじめや不登校、虐待、ヤングケアラーの問題が顕在化していると言われております。

かわち学園では、様々な悩みを抱えている子供や保護者がおり、担任や学年職員、養護教諭、不登校児童生徒支援教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが組織的に関わり、悩みを抱えている子供や保護者に寄り添い、対応しております。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

そこで、再度質問しますけれども、スクールソーシャルワーカーについて、かわち学園の今の現状を教えていただきたいと思っております。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） スクールソーシャルワーカーの現状についてお答えします。

相談活動を続けながらもなかなか解決には至らず、悩んでいる子供や保護者もおります。そこで、スクールソーシャルワーカーは、悩みを抱えている子供や保護者に寄り添うことはもちろんですが、その背景にある家族の問題など、その置かれた環境に働きかけ、福祉的な視点や手法を用いて問題解決力の向上を図り、関係機関へつないだりもしております。

かわち学園では、茨城県のスクールソーシャルワーカー活用事業を使って、今年度は11回、1日3時間、スクールソーシャルワーカーを派遣いただいております。児童生徒や保護者と相談をしております。また、派遣のたびに話し合いをもち、教員と対応策を協議したり、

スクールソーシャルワーカーから助言をいただいたりして、有効に活用しております。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 今答弁がありましたけれども、茨城県でSSW・スクールソーシャルワーカー活用事業、月に1回、そして1日3時間ということでありましたけれども、私、茨城大学のものをちょっと調べさせてもらいました、スクールソーシャルワーカーについて。今、茨城県内で14市町村が、単独でスクールソーシャルワーカーを雇用していません。この近辺では、利根町、阿見町、牛久市、取手市。

昨日も茨城新聞でちょっと見ましたけれども、小中高生の自殺者が増えたというようなことがありました。年々増えていると思われまます不登校児童生徒、そして悩みを抱えている子供や保護者に寄り添い、そして家庭と学校の先生方をつなぐ、このスクールソーシャルワーカーですか、これは私は必要ではないかと思うんです。

それと同時に先ほど冒頭に言いましたように、小中一貫校になって、かわち学園に10回ですか、視察研修に来られるという話も聞きましたので、やはり、いくら44市町村の小さい町でも、特色ある学校を目指すと教育長、言われていますけれども、何とか単独でのスクールソーシャルワーカーを、今年は無理でしょうけれども、来年度に向けて検討をお願いしたいと思うのですけれども、再度、教育長、答えていただくことができますか。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 令和5年度も今年度と同じように10回または11回、スクールソーシャルワーカーの派遣を県にお願いしております。大体、月に1回の割合かなと思っております。

今、お話がありましたような町単独の雇用につきましては、その後の状況を踏まえ、かわち学園と相談しながら、今後について検討してまいりたいと思います。よろしく願います。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 何回も言いますが、何とぞ、44市町村で一番小さい町ですので、特色ある学校を目指しながら、単独での雇用をお願いしたいと思います。後からいろいろ検討なされるということです。よろしく願います。

続いての質問にまいります。中央公民館の建設についてということで、私も以前このことに対しては質問いたしましたけれども、再度、解体から建設、竣工までの間の対応について、詳細についてお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 足立教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（足立 誠君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

解体工事から建設工事の期間中、利用者の皆様には大変御不便、御迷惑をおかけいたします。この期間中、文化協会やサークル等、定期的に利用していただいている皆様には、内装改修工事が完了する農村環境改善センターをはじめ、西共同利用施設やつつみ会館な

どを利用できるよう事務局が仲立となり、活動場所や日時を調整してまいります。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 移設場所として今いろいろ話が出たと思いますが、正確な、図書室、そして調理室、または郷土資料、郷土資料は今、農村環境改善センターが改修されていると思うんですけれども、その本当の内容ですか。それと、広報、それをどのようにするのか、お願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 足立教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（足立 誠君） お答えいたします。

図書室の本・備品関係や調理室の調理器具類などは、みずほ分庁舎を移設場所として予定しております。本につきましては、みずほ小学校時代に図書室として利用していた教室に整理し、貸出しもできるようにしたいと考えております。郷土資料は、農村環境改善センター内に郷土資料を展示できるスペースを確保しますので、調査員による再評価、選別を行い、随時展示していきます。

また、広報につきましては、町の広報紙やホームページなどで周知してまいります。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） そうすると、図書室のことなんですけれども、夏休みや冬休み、春休み、その対応をどのようにするのか。それと、先ほど私の前に質問した高橋 稔議員が子育て支援の中で学童保育のことがありましたけれども、公民館でなされていたと、その辺も、やはり検討していただかないといけないと思うんですけれども、その辺はどのように考えていますでしょうか。

○議長（牧山龍雄君） 足立教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（足立 誠君） お答えいたします。

まず、夏休み等の対応といたしまして、図書の貸出し方法を検討中でございます。また、児童クラブの利用場所ですが、これも現在検討中でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

建設に当たって、以前、星野議員もちょっと質問したところで、図書室の蔵書、その辺もどうなのかと。あと、コミュニティーを考えた場合、どのようなことをするのかということで、私はいろいろな御意見を皆様からいただきながら、建設に反映させていただきたいというような思いがあるんですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○議長（牧山龍雄君） 足立教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（足立 誠君） お答えいたします。

現在、公民館等を利用しています文化協会やサークル等の団体より、公民館建て替えにつきましての御意見や御要望をいただいているところでございます。建設に当たっては、近隣市町村で新設された図書館などを参考にしていきたいと思っております。また、現在利用し

ている皆様に、図書室にいられたときに聞き取り調査をしながら、その意見も参考にして、魅力ある図書室づくりに努めていきたいと思ひます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 皆さんからいろいろ、来た人に聴取をしているというようなことですけれども、私は、これからつくることでもありますので、できれば建設委員会の設置などを検討していただければと思うんですけれども、ちょっと、もし答弁ができるのであればお願いしたいと思ひます。

○議長（牧山龍雄君） 足立教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（足立 誠君） お答えいたします。

建設に当たっては、解体から建設工事まで期間が短いことや、基本的に既存の施設、図書室や調理室などを設ける構想であることなどから、基本設計を進めながら、利用者の皆様や議員の方々の御意見を参考にして進めていきたいと思ひます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） よろしくお願ひしたいと思ひます。アンケートもお話ししようと思ひましたけれども、同じような考えだと思ひますので、よろしくお願ひします。

続きまして、農業政策について質問をしたいと思ひます。

私も1か月ほど前、農林水産省の生産局の課長と意見交換会をちょっとやってきました。その中で、やはりこれからは一体化して、いろいろなことを取り組まなければいけないというのが課長の話でした。

そこで、これも私が去年質問した中で、農地利用の将来を描く、人・農地プランですか、その中で地域計画を策定する、法定化しようとしています。これは、農地ごとに利用者を特定して、目標地図を定めるというような方針なんですけれども、これ同じように1年前にもこの話を担当課長に話しましたけれども、関係機関と検討しながら支援策を見いだしたいというような答弁でした。

そのことに関して、関係機関、関係する機関ですね、そのような呼びかけはいつ頃するのか。そして、多分、農業関係ですから、農業委員会や土地改良区、JA、あとは認定農業者の協議会ですか、その辺などに対して呼びかけ等々はどのように考えているのか、お願ひしたいと思ひます。農政課長。

○議長（牧山龍雄君） 寺崎農政課長。

○農政課長（寺崎光則君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、担い手、農業者、地権者、農協や土地改良区などの関係機関及び農業委員会を含めた行政機関による地域での話し合いにより、地域農業の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、その目標地図を作成し、農地の集積・集約を進めるものでございます。こちらの地域計画の策定期間は、令和5年度から令和6年度の2年間で作成することとされて

いるところでございます。

人・農地プランでは、町内を九つの地区に分けておりましたが、地域計画では、それをさらに集積・集約のしやすいように細分化して、その細分化した地区ごとに協議の場を設け、話し合いを進めていく予定でございます。

現在のところは先行的な取組といたしまして、メガファーム事業を実施しました金江津地区及び基盤整備事業が実施されます十三間戸地区を含む地区の二つの地区につきまして、今後の農業経営に関する意向調査を、農業委員会のほうで令和4年度に実施しております。この二つの地区につきましては、地域の話合いに向けて準備を進めていきたいと思っております。具体的には、農繁期を避けて、田植えが落ち着く時期には実施したいと考えております。こちらの地域での話し合いを進める段階で、各関係機関にも話し合いへの参加を要請してまいります。そのほかの町内の地区につきましては、農業委員会による農業者の意向調査から順次、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） スケジュール的にちょっとまだ分からないことが今の答弁ではあるんですけども、協議をしているいろいろスケジュールを決めるんですけども、いつ頃までにこういうふうにしていくというのは決められているのですか。もし決められてなかったら、これからの検討をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（牧山龍雄君） 寺崎農政課長。

○農政課長（寺崎光則君） 御質問にお答えいたします。

現時点では具体的な、何月頃に何をするというようなスケジュールは現時点でまだできていない状況でございます。今後、検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。この、人・農地プランの実質の取組の支援措置というのは、国ではたくさん、事業名で八つほどあるんです。地域集積協力金とか集積の協力金、農地耕作改善事業とかたくさんいろいろやられている。パッケージで国としてはやっているんですけども、この間も農林水産省と話をして、国はいろいろしているんですけどもよく言うんです。確かに言っているんです。ところが、県から市町村にいくと、だんだん言っていることが、10言っていることが最終的には1ぐらいまで市町村になるとなってしまうんです。国は言っていると、確かに資料をたくさんくれるんです。でも、市町村になるとなかなかそこまで回らないのが、実情なんでしょうけれども。

そこで、前にも質問しました担い手の育成の勉強とか、関係機関を呼んで研修するというようなことを検討するというようなことも以前答弁でありましたけれども、その辺について教えていただきたいと思っております。農政課長。

○議長（牧山龍雄君） 寺崎農政課長。

○農政課長（寺崎光則君） 御質問にお答えいたします。

研修会等の開催につきましては、農政課の所管しております各農業者の団体、河内町認定農業者協議会や河内青年農業者KYAPクラブなどの団体におきまして、県や上部団体などが開催する研修会が行われる際には参加者を募りまして、町として参加しているところでございます。そのほかにつきましては、各団体における年間事業計画の中で、先進地視察や関係機関との意見交換などを現在は開催しているところでございます。

研修会等の開催につきましては、各団体の意向を確認しながら、こういった研修会がやりたい、町のほうで計画をしてもらいたいというような意向があれば、そちらを踏まえまして、研修会の実施に向けて予算の確保等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

私、先ほど、人・農地プランの支援措置、8までありますけれども、実際には27まであります。そのようなことも含めて、河内町は、基幹産業は農業であります。最近、離農者もかなり増えているというも聞いておりますので、早めの早めの対応で農業に対する支援をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（牧山龍雄君） 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

○議長（牧山龍雄君） 日程2、議案第1号 河内町農業振興基金条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程3、議案第2号 河内町情報公開等審査会条例及び河内町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程4、議案第3号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程5、議案第4号 河内町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程6、議案第5号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創

出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程7、議案第6号 河内町東共同利用施設「つつみ会館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程8、議案第7号 令和4年度河内町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程9、議案第8号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程10、議案第9号 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程11、議案第10号 令和4年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程12、議案第11号 令和4年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程13、議案第19号 町有財産（旧生板小学校）の無償貸付についてを議題といたします。

議案第19号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程14、議案第12号から議案第18号を一括して議題といたします。

この件につきましては、3月8日の本会議において、予算審査特別委員会に付託しました令和5年度河内町各会計予算の計7議案についてでございます。

ここで、委員長より審査の結果について、報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長高橋 稔君、登壇願います。

〔予算審査特別委員長高橋 稔君登壇〕

○予算審査特別委員長（高橋 稔君） 予算審査特別委員会の審査について報告いたします。

去る3月8日開催されました令和5年第1回河内町議会定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託されました案件について審査の結果を御報告いたします。

- 議案第12号 令和5年度河内町一般会計予算
- 議案第13号 令和5年度河内町国民健康保険特別会計予算
- 議案第14号 令和5年度河内町介護保険特別会計予算
- 議案第15号 令和5年度河内町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第16号 令和5年度河内町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第17号 令和5年度河内町水道事業会計予算
- 議案第18号 令和5年度河内町下水道事業会計予算

以上7議案について、3月8日、9日の2日間にわたり全委員出席の下、委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は全て原案のとおり異議なく可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の詳細につきましては、議長を除く全議員が当委員会の委員でありますので、割愛させていただきます。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられますよう申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

令和5年3月16日

予算審査特別委員会委員長 高橋 稔

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。予算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

議案第12号から議案第18号は質疑、討論を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し直ちに採決いたします。

議案第12号から議案第18号につきましては、予算審査特別委員会の審査結果のとおり可決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 本日提出されました日程15につきまして、審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

野澤町長。

〔町長野澤良治君登壇〕

○町長（野澤良治君） 本日提出いたしました、議案第20号 河内町観光情報発信交流施設等建設工事請負契約について御説明申し上げます。

本件は、令和5年3月1日に一般競争入札に付した工事について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、審議方よろしく申し上げます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

○議長（牧山龍雄君） 日程15、議案第20号 河内町観光情報発信交流施設等建設工事請負契約についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第20号 河内町観光情報発信交流施設等建設工事請負契約についての概容について御説明申し上げます。

本件は、令和5年3月1日に一般競争入札に付した工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、河内町観光情報発信交流施設等建設工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札。

契約金額は5億9,950万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税が5,450万円。

契約の相手方は、常盤建設株式会社でございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

議案第20号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第20号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程16、委員会提出議案第1号 河内町議会の個人情報保護に

関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

宮本議会運営委員会委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長宮本秀樹君登壇〕

○議会運営委員長（宮本秀樹君） 委員会提出議案第1号につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、これまで河内町議会の個人情報の取扱いについては、町の実施機関として位置づけられ、制度を準用してきましたが、個人情報の保護に関する法律が改正され、三権分立の観点から、議会は改正法の適用対象外となりました。このため、河内町議会も引き続き個人情報保護に関する自律的な措置を講ずる必要があることから、新たに条例を制定するものであります。

議員各位の御賛同を賜りたくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程17、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8号第1項の規定により、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、高橋利彰君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました高橋利彰君を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました高橋利彰君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

○議長（牧山龍雄君） 日程18、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の所管事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて、令和5年第1回河内町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後1時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員